

令和8年7月24日

分任契約担当官
陸上自衛隊那覇駐屯地
第430会計隊長 岩瀬 淳司

第430会計隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備 考
153	産業廃棄物（廃油）収集運搬及び処分	那覇駐屯地	9.3.31	8.7.24	8.7.28 0900	8.7.28 0900	無	

- 4 内訳書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒901-0192
沖縄県那覇市鏡水679
陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊 契約班 担当：奥
TEL 098-857-1155（内線2404） FAX 098-857-1167（専用線）

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
陸上自衛隊那覇駐屯地
第430会計隊長 岩瀬 淳司

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6S7Y1BS00530		6SXC1CC0030 0001				15				
品名 または 件名										
産業廃棄物（廃油）収集運搬及び処分										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
予定数量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
30,000.00	LI									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
那覇駐屯地				那覇駐業 補給科（燃料）						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
那覇駐業 牧志1曹（2337）				令和9年3月31日（水）						

- 2 契約条項を示す場所
陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班
- 3 説明会及び提出の日時場所
説明会日時場所：
提出日時場所：令和8年7月28日（火）9時00分 第430会計隊契約班
- 4 決定方式及び契約方式
決定方式：単価 契約方式：随意契約
- 5 注意事項
（実施要領）
陸上自衛隊那覇駐屯地オープンカウンター方式実施要項による。
見積書・市場価格調査書提出はFAXでお願いします。
- 6 実施要項及び件名リストの掲示場所
陸上自衛隊西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.jp/gsdf/wae>)
- 7 参加資格
「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 8 違約金
落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし
落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100
分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- 9 問い合わせ先
〒901-0192 沖縄県那覇市鏡水679番地
陸上自衛隊那覇駐屯地 第430会計隊 契約班 担 当：奥
TEL 098-857-1155（内線2404）
FAX 098-857-1167（直通）
- 10 仕様に関する問い合わせ先
陸上自衛隊那覇駐屯地 業務隊補給科 担 当：牧志
TEL 098-857-1155（内線2337）
FAX 098-857-1167（直通）

調達要求番号: 6SXC1AC0030

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
産業廃棄物(廃油)収集運搬及び処分	仕 様 書 番 号	
	15	
	作成年月日	8.7.17
	作成部隊等名	那覇駐屯地業務隊 補給科
	作成者	牧志1曹

1. 総則

- (1) 適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊那覇駐屯地那覇駐屯地業務隊における産業廃棄物処理(廃油・廃ドラム缶)について規定する。
- (2) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。
- (3) 概 要 駐屯地指定場所に集積された産業廃棄物を積載し、許可された処分施設まで運搬処理するものである。
- (4) 種 類 廃 油 廃ドラム缶
- (5) 予定数量 30,0000 100本
- (6) 産業廃棄物(廃油)収集運搬及び処分に伴い廃ドラム缶の回収処理も行う。

2. 一般共通事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、実施するものとする。
- (2) 本仕様書に記載なき事項で疑問等が生じた場合は、関係法令に従い、協議のうえ、これを決定する。
- (3) 本役務実施の際、駐屯地施設等に損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

3. 特記事項

- (1) 請負業者は、監督官に産業廃棄物搬出の際、必要事項を記入したまま Manifest のうち、控えとして A票を、廃棄物処理後には、E票を、速やかに提出する。